

第3編 災害応急対策計画

目 次

第1章 地震・津波災害応急対策計画	1-1-1
第1節 組織及び動員計画	1-1-1
第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画	1-2-1
第2章 風水害等災害応急対策計画	2-1-1
第1節 組織及び動員計画	2-1-1
第2節 気象警報等の伝達計画	2-2-1
第3節 水防計画	2-3-1
第4節 土砂災害応急対策計画	2-4-1
第5節 台風災害応急対策計画	2-5-1
第1款 目的	2-5-1
第2款 台風災害事前対策	2-5-1
第3款 暴風警戒発表時の体制	2-5-1
第3章 共通の災害応急対策計画	3-1-1
第1節 災害通信計画	3-1-1
第2節 災害状況等の収集・伝達計画	3-2-1
第3節 災害広報計画	3-3-1
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	3-4-1
第5節 広域応援要請計画	3-5-1
第6節 避難計画	3-6-1
第1款 避難の原則	3-6-1
第2款 津波避難計画	3-6-9
第3款 広域一時滞在	3-6-10
第7節 観光客等対策計画	3-7-1
第8節 要配慮者対策計画	3-8-1
第9節 安否情報の収集計画	3-9-1
第10節 消防計画	3-10-1
第11節 救出計画	3-11-1
第12節 医療救護計画	3-12-1
第1款 医療及び助産	3-12-1
第2款 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	3-12-3
第13節 交通輸送計画	3-13-1
第14節 治安警備計画	3-14-1
第15節 災害救助法適用計画	3-15-1
第16節 給水計画	3-16-1
第17節 食料供給計画	3-17-1
第18節 生活必需品供給計画	3-18-1

第19節	感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画	3-19-1
第20節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	3-20-1
第21節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	3-21-1
第22節	住宅応急対策計画	3-22-1
第23節	二次災害の防止計画	3-23-1
第24節	教育対策計画	3-24-1
第25節	危険物等災害応急対策計画	3-25-1
第26節	労務供給計画	3-26-1
第27節	民間団体の活用計画	3-27-1
第28節	ボランティア受入計画	3-28-1
第29節	公共土木施設応急対策計画	3-29-1
第30節	ライフライン等施設応急対策計画	3-30-1
第1款	電力施設応急対策	3-30-1
第2款	ガス施設応急対策	3-30-1
第3款	液化石油ガス施設応急対策	3-30-2
第4款	上水道施設応急対策	3-30-2
第5款	下水道施設応急対策	3-30-3
第6款	電気通信設備応急対策	3-30-4
第31節	農林水産物応急対策計画	3-31-1
第32節	米軍との相互応援計画	3-32-1
第33節	海上災害応急対策計画	3-33-1

第1章 地震・津波災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織及び動員計画

(実施主体：全対策部)

1 災害対策本部の組織

浦添市地震・津波災害対策本部（以下「災害対策本部」という）の組織等は、「浦添市災害等対策本部条例」及び本計画の定めるところによるものとする。

- (1) 災害対策本部の組織編成は、図-1のとおりとする。ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。
- (2) 災害対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- (3) 災害対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、教育長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- (4) 災害対策本部の所掌事務は、表-1のとおりとする。
- (5) 各班は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種類等により本部長が指示した班は設置されないものとする。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、以下に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。
- (2) 地震または津波により、市域内に重大な被害が発生したとき。
- (3) 当市域を含む地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震または津波災害が発生したとき。
- (4) 気象庁が、当市域を含む地域で震度5弱以上が観測された旨発表した場合または大津波警報を発表したとき。
- (5) 県に災害対策本部が設置された場合において、本市に災害対策本部設置の必要を認めたとき。

3 災害対策本部の設置場所

原則として、市役所本庁内に設置する。災害により市役所庁舎が使用できない場合は、以下の順により使用可能を調査し設置する。また、状況によっては災害対策本部に属す

る現地対策本部を設置する。

- (1) 市消防本部
- (2) 市民体育館
- (3) てだこホール

4 災害対策本部設置に至らない場合の措置

(1) 地震・津波災害警戒本部の設置

気象庁が、市内で津波注意報が発表された場合など、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らない時は、必要に応じて副市長を本部長とした防災関係の職員及び主務課連絡員等による地震・津波災害警戒本部を設置する。

5 本部長（市長）の参集途上における指示

本部長（市長）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生した時は、参集途上にあっても、携帯電話等により、災害対策本部の設置、県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、更に必要な指示を行うものとする。

6 本部長（市長）の権限

本部長（市長）は、災害予防または災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める時は、県及び防災関係機関、その他の関係者に対し、資料または情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

7 本部長が不在の場合

本部長が出張、休暇等による不在または連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1. 市長 → 2. 副市長 → 3. 総務部長 → 4. 防災危機管理室長

8 本部会議の開催

本部長は災害対策本部を設置した時は、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに参集する。本部会議において報告及び協議すべき事項は以下のとおりとする。

(1) 開催場所

市役所本庁4階庁議室、または9階講堂

(2) 主な報告事項

①各部の配備体制

②緊急措置事項

③主な協議事項

ア 被害状況に関すること

イ 応急対策に関すること

ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令、警戒区域の指定に関すること

エ 災害対策本部の配備体制及び廃止に関すること

オ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること

カ 救助法の適用及び激甚災害の指定に関すること

- キ 市民へ緊急声明に関すること
- ク 応急対策に対する予算及び資金に関すること
- ケ その他本部長が必要と認める事項

9 災害対策の動員

災害対策本部は、災害の規模及び過程によって、下表の配備体制をとるものとする。

■災害対策配備基準

配備体制	配備基準	配備要員
警戒配備 (災害警戒本部) 指揮：本部長 (副市長) 招集事務：総務部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合 2 市内で震度4が観測された場合で、必要と認めたとき 3 津波注意報が発表された場合で、必要と認めたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災危機管理室及び関係課の指定職員は配置につく 2 その他の班員は待機の態勢をとる
第1配備 (災害対策本部) 指揮：本部長(市長) 招集事務：総務部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 当市域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき 3 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、または弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき 4 当市域を含む地域で震度5弱以上が観測された場合で、必要と認めたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部の課長等は配置につく 〈全職員3分の1程度〉
第2配備 (災害対策本部) 指揮：本部長(市長) 招集事務：総務部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 相当規模の災害が発生した場合 2 大津波警報が発表された場合 3 当市域を含む地域で震度5強が観測された場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部の係長等は配置につく 2 その他の班員等は配置につく体制をとる 〈全職員の半数以上〉
第3配備 (災害対策本部) 指揮：本部長(市長) 招集事務：総務部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により市域全域にわたる被害が発生しまたは局地的であっても被害が特に甚大な場合 2 当市域を含む地域で震度6弱以上が観測された場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全職員が配置につく

10 配備要員及び指名

- (1) 各対策部の配備要員を、資料編に示す。ただし、この配備要員は災害の実情により、各対策部長において増減することができるものとする。
- (2) 各班長は、災害対策職員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- (3) 各班長は、「地震・津波災害対策本部所掌事務及び配備要員数の目安」に基づいて、毎年4月1日現在で災害対策配備要員名簿を作成し、同月末日までに職員課長に提出

するものとする。なお、配備要員に異動があった場合、その都度修正の上、職員課長に通知するものとする。

11 動員方法

- (1) 本部長は、気象警報等及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認める時は、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を決定するものとする。
- (2) 本部会議の招集に関する事務は、本部事務局班が行う。
- (3) 本部事務局班は、配備要員の配備規模が決定された時は、その旨各対策部長に通知するものとする。
- (4) 通知を受けた各対策部長は、直ちに対策部内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- (5) 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- (6) 各対策部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

※資料編【災害対策本部】

- 地震・津波災害対策本部所掌事務及び配備要員数の目安

※資料編〔様式〕【配備要員関係】

- (1) 災害警戒本部における配備要員名簿
- (2)(3)(4) 災害対策本部(第1・2・3配備)における配備要員名簿
- 参集(出動)記録簿

12 自主参集基準

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したときまたは災害が発生するおそれがあることを知った時は、以後の推移に注意し、すすんで所属長と連絡をとり、または通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生または発生するおそれがあることを知った時は、自ら登庁するものとする。

なお、参集途上においては可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに班長に報告する。

また、班長は被害状況・参集人数を各対策部長及び防災危機管理室長へ報告する。

■自主参集基準

参集要員	参 集 基 準
警戒配備 防災関係職員 及び指定職員	1 市内で震度4以上が観測された場合 2 津波注意報が発表された場合
第1配備 課長以上 全職員の3分の1	1 市内に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 津波警報が発表された場合 3 当市域を含む地域に強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、または弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認められたとき 4 当市域を含む地域で震度5弱以上が観測された場合
第2配備 係長以上 全職員の半数以上	1 当市域を含む地域で震度5強が観測された場合 2 大津波警報が発表された場合 3 人的被害が発生し、避難所開設が必要になった場合
第3配備 全職員	1 当市域を含む地域で震度6弱以上が観測された場合

13 参集対象外職員

- (1) 療養中、妊娠中の女子または重傷を負った場合
 - (2) 親族に死亡者又は重傷者が出た場合
 - (3) 自宅周辺で被害が発生し、地域で災害対応を行わなければならない場合
 - (4) 家族に高齢者、障がい者、乳幼児など職員の介護や保護が必要な人がいる場合
- 上記に該当するものは、所属長に連絡をとり、その承認を得るものとする。

※資料編〔災害対策本部〕

○地震・津波災害自主参集フロー

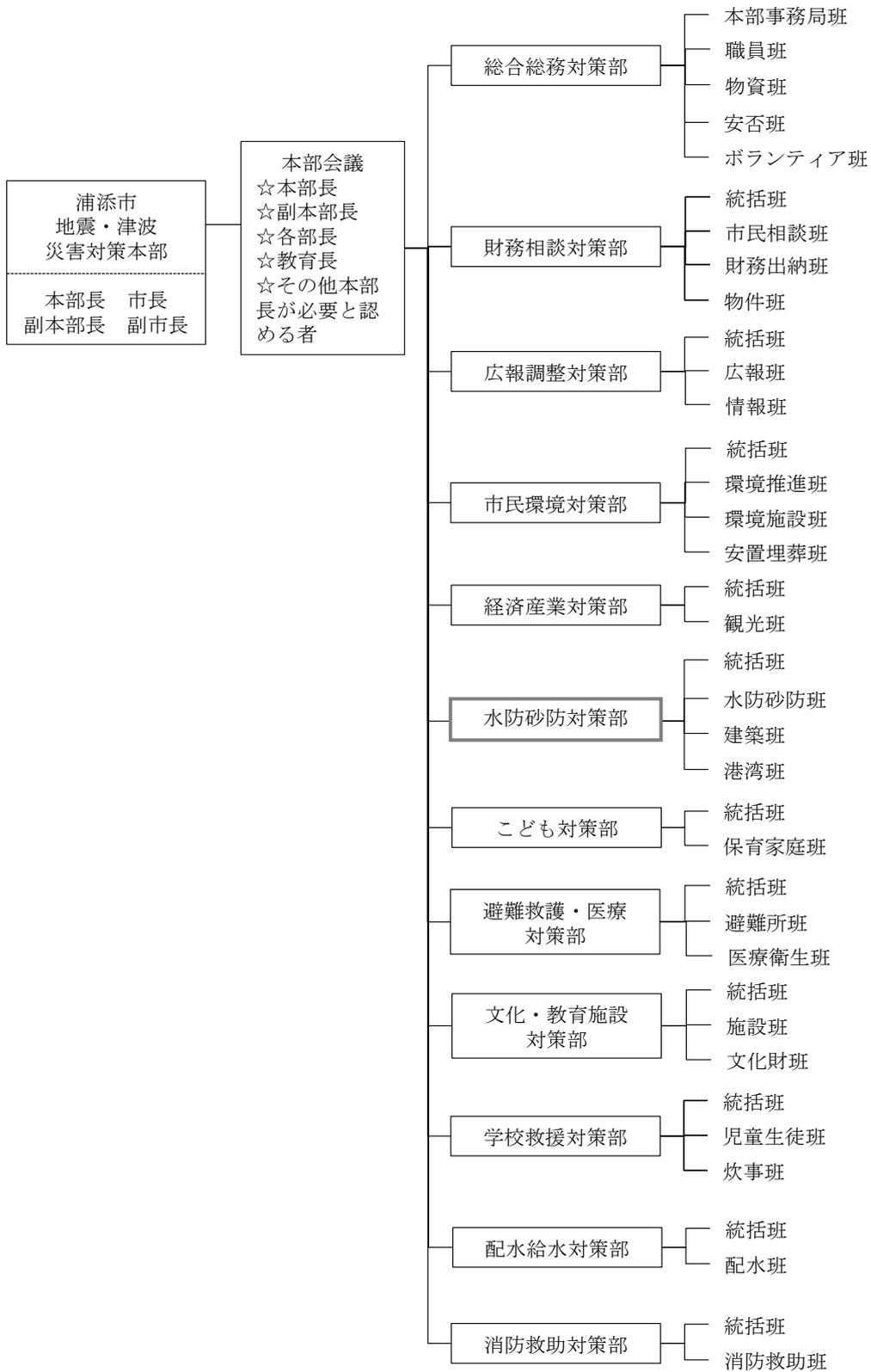
14 災害対策本部の解散

- (1) 災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し、または災害発生のおそれなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。
- (2) 災害対策本部を設置または解散した時は、県、関係機関及び市民に対し、以下により通知公表するものとする。

■本部設置・解散における通知公表

担 当	通知・公表先	通知・公表方法
総合総務対策部 本部事務局班長	各部長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	浦添警察署	〃
広報調整対策部 広報班長	報道機関	〃
〃	市民	報道機関を通じて及びホームページ、フェイスブック、ツイッター等による方法

図-1 浦添市地震・津波災害対策本部組織



表一 1 浦添市地震・津波災害対策本部・災害警戒本部 所掌事務（1）

部	班	所掌事務
総合総務対策部	本部事務局班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び解散に関すること 2 本部会議の庶務に関すること 3 本部長の指揮、命令の伝達に関すること 4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)に関すること 5 防災行政無線による情報配信に関すること 6 国、県、他市町村、各関係機関との連絡調整に関すること 7 自衛隊の派遣要請に関すること 8 応援協定に基づく要請に関すること 9 全対策部の連絡調整に関すること 10 災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること 11 災害記録に関すること 12 対策部内の連絡調整に関すること
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関すること 2 職員の動員配備状況及び安否確認に関すること 3 災害従事職員の衛生・健康管理に関すること 4 災害従事職員の公務災害に関すること 5 災害対策活動従事者の食糧・飲料水・生活必需品の確保 6 被災職員の福利厚生に関すること 7 他班及び他対策部の応援に関すること
	物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の輸送に関すること 2 応援食料その他生活必需品の調達及び管理に関すること 3 他班及び他対策部の応援に関すること
	安否班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の安否情報に関すること 2 避難者名簿の取りまとめに関すること 3 他班及び他対策部の応援に関すること
	ボランティア班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの受入・調整、広報に関すること 2 他班及び他対策部の応援に関すること
財務相談対策部	統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 災害対応に必要な経費の予算措置に関すること
	市民相談班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する市税の減免措置に関すること 2 被災者に対する市税の徴収猶予に関すること 3 市民相談に関すること 4 被災者及び避難者の輸送に関すること 5 他班及び他対策部の応援に関すること
	財務出納班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対応に緊急に必要な金銭の出納に関すること 2 災害時における公金の管理に関すること 3 指定金融機関との連絡調整に関すること 4 歳入歳出に関すること 5 他班及び他対策部の応援に関すること
	物件班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の応急対策に関すること 2 市有車両の管理及び配車に関すること 3 市有財産の被害調査及びその他に関すること 4 被災家屋の状況調査及び報告に関すること 5 被災証明書(火災以外)、その他の証明書の発行に関すること 6 他班及び他対策部の応援に関すること
広報調整対策部	統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策部内の被害状況等の収集及び総合・総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること 5 米軍基地及び関係機関との連絡調整に関すること 6 救援物資等の受け入れに関すること
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び報道機関との連絡調整に関すること 2 災害に関するマスコミ発表、その他広報に関すること 3 ホームページやSNS等による災害情報の発信及び情報収集に関すること 4 災害の取材及び災害記録の収集に関すること 5 議会対応及び市議会議員からの問い合わせに関すること 6 市長、副市長の日程調整に関すること 7 災害見舞及び視察者の対応に関すること 8 他班及び他対策部の応援に関すること
	情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 沖縄県総合行政通信ネットワーク及び非常通信に関すること 2 庁内LAN等を利用した被害状況の収集及び発信に関すること 3 他班及び他対策部の応援に関すること

表－1 浦添市地震・津波災害対策本部・災害警戒本部 所掌事務（2）

部	班	所掌事務
市民環境対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること 5 自治会の被害状況調査及び連絡に関すること 6 避難所(自治会事務所)への被災者の収容に関すること
	環境推進班	1 一般廃棄物等の収集運搬等環境保全及び防疫に関すること 2 浸水家屋の衛生消毒に関すること 3 ごみ収集・運搬・処理及びし尿収集運搬に関すること 4 動物の死体の収容及びその処理に関すること 5 動物の保護、収容に関すること 6 災害廃棄物の処理計画に関すること 7 他班及び他対策部の応援に関すること
	環境施設班	1 所管施設の被害状況等の収集及び報告に関すること 2 一般廃棄物等の中間処理及び最終処分に関すること 3 他班及び他対策部の応援に関すること
	安置埋葬班	1 埋火葬許可証の発行に関すること 2 遺体安置所の開設、遺体の収容、安置全般に関すること 3 他班及び他対策部の応援に関すること
経済産業対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること 5 商工被害調査に関すること 6 農・水産被害調査及び対策に関すること
	観光班	1 観光客等の被害状況調査及び情報収集に関すること 2 他班及び他対策部の応援に関すること
水防砂防対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること
	水防砂防班	1 公園等の被害調査及び対策に関すること 2 公園等の避難所設置に関すること 3 土地区画整理事業による施設に対する災害対策及び被害調査に関すること 4 災害時の応急対策工事等に関すること 5 班内の災害応急対策に必要な経費に関すること 6 土木業者への要請及び資機材の確保に関すること 7 道路・橋梁等の災害応急に関すること 8 交通安全施設の維持補修に関すること 9 土木関係災害に対する警戒巡視に関すること 10 土木関係の災害応急に関すること 11 障害物の除去に関すること(一時保管含む) 12 交通規制に関すること 13 地滑り防止対策及び急傾斜地の災害対策に関すること 14 土砂災害警戒区域の災害対策に関すること 15 水路等の警戒巡視に関すること 16 下水道施設の被害状況の収集及びその応急対策に関すること 17 他班及び他対策部の応援に関すること
	建築班	1 建築関係施設に対する災害対策及び被害調査に関すること 2 応急仮設住宅の建築及び被災住宅の応急修理に関すること 3 応急仮設住宅の維持管理及び入退居に関すること 4 被災者の公営住宅への入居の斡旋に関すること 5 被災建築物の応急危険度判定に関すること 6 市内全域の建物被害調査、判定に関すること 7 他班及び他対策部の応援に関すること
	港湾班	1 所管施設の被害状況等の情報収集に関すること 2 他班及び他対策部の応援に関すること
こども対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること
	保育家庭班	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 避難誘導及び福祉避難所の開設、運営、管理、支援に関すること 3 乳幼児、児童の安全確保及び避難に関すること 4 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること 5 他班及び他対策部の応援に関すること

表-1 浦添市地震・津波災害対策本部・災害警戒本部 所掌事務 (3)

部	班	所掌事務
避難救護・医療対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関する事 2 対策部内の連絡調整に関する事 3 対策部内職員の動員・配置に関する事 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関する事 5 義援金の受領及び配分に関する事 6 福祉相談に関する事 7 避難行動要支援者等に対する情報収集及び安全確保等に関する事 8 避難行動要支援者対策プロジェクトの総括に関する事 9 避難行動要支援計画に関する事 10 災害救助法の適用申請に関する事
	避難所班	1 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関する事 2 避難所における被災者の支援等に関する事 3 他班及び他対策部の応援に関する事
	医療衛生班	1 救援及び保護に関する事 2 医療(スタッフの確保、医療関連等)に関する事 3 市医師会及び医療機関との連絡・調整に関する事 4 医薬品及び衛生資材の調達・配分に関する事 5 避難者等の健康維持に関する事 6 感染症対策に関する事 7 被災地及び避難所の保健衛生に関する事 8 他班及び他対策部の応援に関する事
文化・教育施設対策部	統括班	1 所管施設の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関する事 2 対策部内の連絡調整に関する事 3 対策部内職員の動員・配置に関する事 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関する事
	施設班	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 避難所における施設整備に関する事 3 他班及び他対策部の応援に関する事
	文化財班	1 所管施設等の被害調査及び災害対策に関する事 2 他班及び他対策部の応援に関する事
学校救援対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関する事 2 対策部内の連絡調整に関する事 3 対策部内職員の動員・配置に関する事 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関する事
	児童生徒班	1 学校長及び保護者に対する連絡調整に関する事 2 児童・生徒の登下校の安全に関する事 3 応急学校教材及び学用品の供給整備に関する事 4 災害時の教育指導に関する事 5 他班及び他対策部の応援に関する事
	炊事班	1 炊き出しに関する事 2 他班及び他対策部の応援に関する事
配水給水対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関する事 2 対策部内の連絡調整に関する事 3 対策部内職員の動員・配置に関する事 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関する事 5 給水及びその指示に関する事 6 応急給水に関する事 7 給水に関する市民・マスコミ等への対応や広報に関する事 8 水道庁舎の災害対策及びその指示に関する事
	配水班	1 水道庁舎の災害対策及びその指示に関する事 2 水道施設の応急復旧に関する事 3 災害復旧資機材の確保に関する事 4 他班及び他対策部の応援に関する事
消防救助対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関する事 2 防災関係機関及び部内の連絡調整に関する事 3 災害の記録に関する事 4 通信及び応援要請に関する事 5 機材及び物品の調達に関する事 6 気象情報等の収集・広報伝達に関する事 7 海岸、河川、堤防、溝路及び水路の応急対策、被害調査に関する事 8 り災証明書(火災)の発行に関する事 9 危険物施設の保安及び被害調査に関する事 10 避難所等における燃料(LPガス等)の保安管理に関する事 11 他班の応援に関する事
	消防救助班	1 災害防除及び救助、避難に関する事 2 救急医療に関する事 3 行方不明者の捜索に関する事 4 警戒区域の設定及び住民の避難誘導に関する事 5 職員・団員の招集及び配置に関する事

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

(実施主体：気象庁、消防救助対策部、NTT 西日本沖縄支店、日本放送協会)

1 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配はない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

(3) 震源・震度に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上または都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

※地震活動に関する解説情報等地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

①地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

②管内地震活動図及び週間地震概況

防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 津波警報等

地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した津波警報等（更新報）を発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。

出典：気象庁HP

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

■津波情報の種類と発表内容

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照〕
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表（※1）
津波に関するその他の情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区で発表（※2）

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定

中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
 ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

■最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

■最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

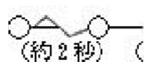
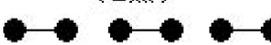
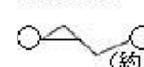
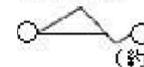
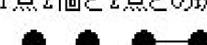
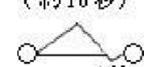
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

■沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。）

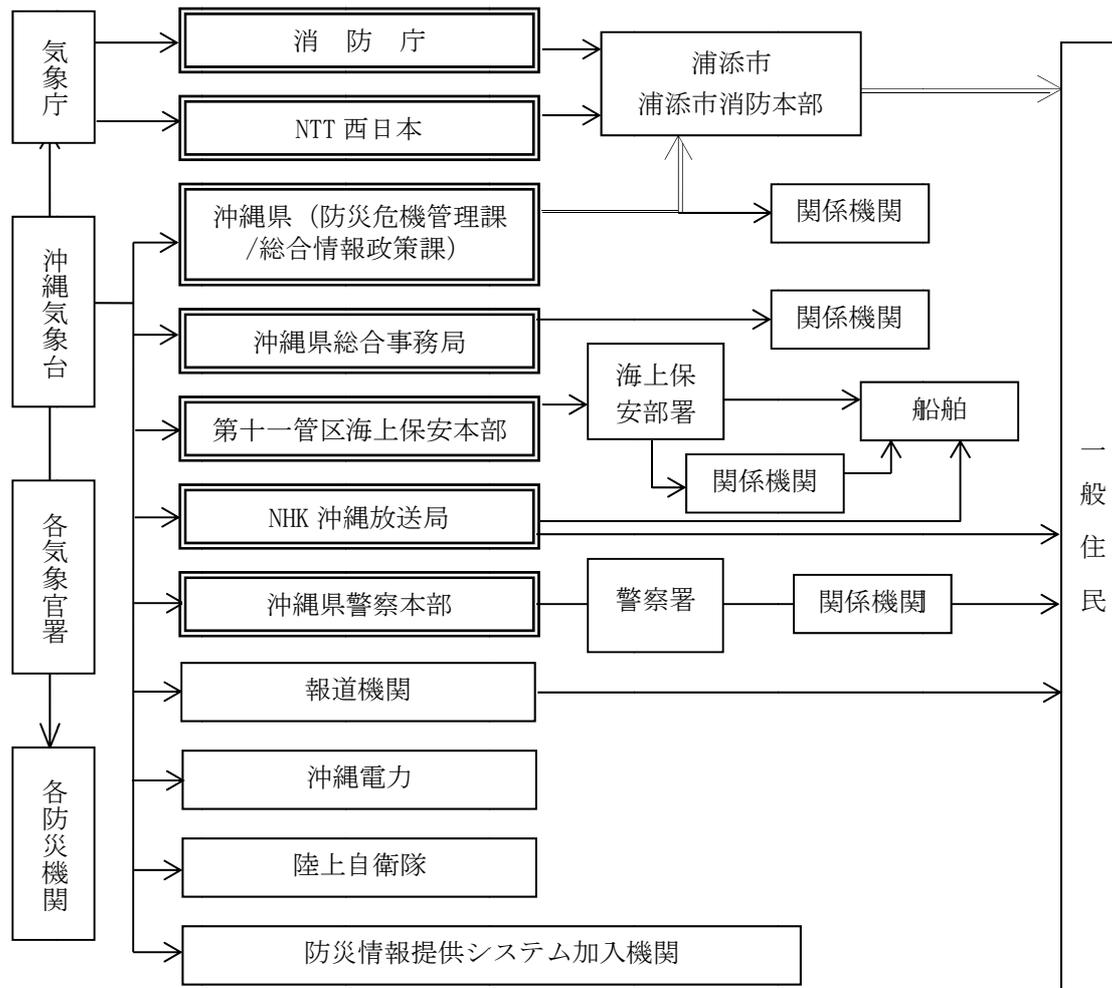
また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

■津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (短声連点)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

4 津波警報等の伝達

(1) 伝達系統図



※二重枠内の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 ※二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 津波警報の伝達要領

- ① 県警察本部、通信事業者等は全ての通信を中断して関係市町村へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。
- ② 市は、市防災計画等に定める方法により住民等に徹底を図るものとする。また、特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに住民等に伝達する。
- ③ 津波警報の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

(3) 近地地震津波に対する自衛処置

市長は、気象庁の発表する津波警報等による強い地震（震度4程度以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から避難するよう勧告・指示するものとする。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制を執るものとする。

※資料編〔地震・津波想定関係〕

- 津波浸水想定図(平成27年3月):津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定